

会計制度と会計実務における財産評価に関する一考察

松尾俊彦

A Study on Property Valuation in Accounting System and Accounting Practice

Toshihiko MATSUO

The purpose of this paper is to examine the property valuation standards in the Japanese accounting system and in accounting practice. Property valuation standards in the commercial law in the Meiji era were the Market value basis and the Value less than market value basis. On the other hand, the property valuation standard in accounting practice was the Historical cost basis. We examined the fusion of property evaluation standards in commercial law and property evaluation standards in accounting practice.

Keywords (キーワード) :

Property evaluation (財産評価), Market value basis (時価主義), Value less than market value basis (時価以下主義), Historical cost basis (取得原価主義), Lower of cost or market value basis (低価主義), Accounting system (会計制度), Accounting practice (会計実務)

1. はじめに

わが国の会計基準には、企業会計の実務慣行のなかから一般に公正妥当と認められたところを要約するという「帰納的アプローチ」に基づいて設定された「企業会計原則」があり、収益・費用、収益費用の対応、実現主義や発生主義などの重要概念を備えている。しかし、帰納的アプローチでは、会計実務に問題が生じてもそれに対応、改善することが難しく、また今までに認識されていなかったような取引・事象に対応することができないという問題があった。また、会計基準全体の整合性・首尾一貫性が維持されない心配があることも問題視された。こうした諸問題を克服するため、会計基準を理論的に体系づけて開発する「演繹的

アプローチ」が求められるようになった。そのための前提として「概念フレームワーク」が公表され、会計公準と並んで重要な位置を占めている。「概念フレームワーク」は、企業会計の基礎となる前提や概念を体系化したもので、財務報告や資産・負債などの重要概念を設定し、そこから「演繹的アプローチ」により「企業会計基準」を設定し、個々の問題に対応した会計基準を開発していく「ピースミール方式」をとることにした。

日本においては、企業会計基準委員会 (ASBJ) が平成16 (2004) 年7月に「討議資料 概念フレームワーク」を発表し、その後平成18 (2006) 年12月に改訂版を発表した。ASBJの「討議資料 概念フレームワーク」では、「財務報告の目的」を投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役

* 広島文化学園大学大学院社会情報研究科

(Graduate School of Social Information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

立つような企業の財務状況を開示するとしている。さらに「投資のポジション」という概念を重視している点に特色があり、投資意思決定に資する情報提供に高い関心を示している。これに対してIASBやFASBの概念フレームワークでは、経済的資源やその変動を表す「財政状態」という概念を重視している。

帰納的アプローチをとる「企業会計原則」では、収益・費用に基づく期間損益計算に力点を置き、財産評価基準として取得原価をとることで未実現利益の排除を重視していることに対し、演繹的アプローチをとる「概念フレームワーク」に基づく「企業会計基準」では、資産・負債に基づく投資意思決定に資する情報提供に力点を置き、財産評価基準として取得原価に加え時価をとることで企業価値の評価を重視した。

こうして「企業会計原則」と「概念フレームワーク」に基づく「企業会計基準」が並存する経済社会において、取得原価と時価にどのように対応(バランス)するかじ取りが問われることとなろう。

2. 明治初期の商法における財産評価

これまでも、取得原価と時価への対応(バランス)のかじ取りが問われたことがあった。それは、わが国初の明治商法制定から昭和24(1949)年の「企業会計原則」制定、そして昭和37(1962)年の改正商法施行までの間の会計制度と企業会計実務における財産評価は、商法の定める時価主義、時価以下主義に従っていたのか、それとも会計実務あるいは「企業会計原則」の定める取得原価主義に拠っていたのだろうか。商法においては明治期の原始商法制定以来一貫した時価主義あるいは時価以下主義と、「企業会計原則」に定める「すべての企業はその会計処理するに当たって従わなければならない基準である」ところの取得原価主義とは、相容れないものと言わざるをえない。ここで、商法における財産評価規定について整理してみたい。

わが国の商法は、1861年の普通ドイツ商法をモ

デルとした明治23(1890)年に制定された『明治23年商法』の財産評価に関する規定として、第32条

「各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ又合資會社及上株式會社ハ開業ノ時及上毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及上貸借照表ヲ作ルニハ總テノ商品、債權及上其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場價直ヲ附スリ辨償ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス」¹⁾

と規定され、普通ドイツ商法に倣い財産の評価基準は時価と考えられる。ここで言われている「當時ノ相場又ハ市場價直」は、当時ドイツにおける「附すべき価値」の判例的解釈であり、その解釈がわが国の商法条文の上に結実したものと考えられる²⁾。しかし、『明治23年商法』は経済社会からの理解が得られず全面施行には至らなかった。

全面施行されなかった『明治23年商法』に続き、明治32(1899)年に制定された『明治32年商法』の財産評価に関する規定として、第26条

「動産、不動産、債權、債務其他ノ財産の總目録及上貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及上毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」³⁾

と規定され、財産の評価基準は時価であった。この第26条2項の財産評価に関する規定は、『商法草案』と『明治23年商法』を参考にしたものと思われるが、商法の見直し作業の過程で、わが国商法もその表現が普通ドイツ商法第31条「附すべき価値」のような具体的価値が何であるか示さない、「其目録調製ノ時ニ於ケル價格」という抽象的表

現に改められてしまった。

その後、明治44（1911）年に改正された『明治44年改正商法』では、財産評価に関する規定として、

第26条

「動産、不動産、債権、債務其他ノ財産の總目録及上貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、權權其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」

と規定され、ここで初めて「時価以下」による財産評価が要請されることとなった。

商人一般を対象とした「商業帳簿」における財産評価規定に、「時価以下」による評価を規定したことについて、安藤英義教授は「当時、我が国の商法学者がいかにドイツの学説及び判例を究めていたかは驚くばかりであり、したがって、ドイツの通説がまず我が国の学者によって受け容れられて、やがてそれが我が国の通説あるいは少なくとも多数説となり、評価規定改正への圧力になったことは間違いない」と見られている⁴⁾。

昭和11年に公表された『財産評価準則』⁵⁾の「序」において、「…商法第二十六条第二項は財産目録に記載すべき財産の價額に付規定せりと雖も一般的にして精密を缺く憾あり。本準則は法規の範囲内に於いて経営の実情に鑑み各種財産の評価に付き其の大綱を定めたるものなり(下線は著者記入)…」と述べ、「第一 総説・三」において「財産の種類に依る評価の原則」として、

- (イ) 土地は其の原價を以て之を評價す。
- (ロ) 建物、機械、設備等は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價す。
- (ハ) 營業權其の他の無体固定資産は實質空虚なる資産を残さざるやう注意し、其の減價償却を行ひたる價額を以て之を評價す。

(ニ) 有價証券は所有の目的に依り區別し、引續き所有するものは時價を超えざる限り原價を以て之を評價し、其の他ものは時價を限度として適當に之を評價す。

(ホ) 原料、製品、商品等（作業資産又は販賣資産）は原價と時價とを比較し孰れか其の低きを以て之を評價す。

(ヘ) 債権は帳簿價額より回収不能の金額を控除したる額を以て之を評價す。

(ト) 其の他の資産は其の性質及び實状に照し之を評價す。

(チ) 債務は帳簿價額を以て之を評價す。

が示された。

(イ) では土地は取得原価主義で評価することが、(ロ)、(ハ) では土地以外の固定資産は取得原価より減価償却を行った価額で評価することが、(ニ) では有価証券は時価以下で評価することが、(ホ) では作業資産又は販賣資産は低価主義で評価することが、提案されていた。

ここで特に注目しておきたい部分がある。それは、当時の明治44年改正商法のもとでは時価以下主義を採らなければならないにもかかわらず、この準則の「序」の文言によるならば「法規の範囲内」においてとことわりつつ定めた評価基準が、総説に示されているように取得原価主義を中心にしたものを採っていたということである。「法規の範囲内に於いて」が、非常に重要なキーワードになっていると考える。言い換えるならば、「法規の範囲内」の解釈として、昭和11年当時既に『明治44年商法』の時価以下主義のもとで会計実務において実践されてきた取得原価主義が、認知されていたという考え方が成り立つのではないだろうか。

昭和13（1938）年に改正された『昭和13年改正商法』では、昭和6年に公表された『商法改正要綱』の内容をほぼ完全に反映した形で、昭和10（1935）年に『商法改正法案』が公表され、審議を経た後改正商法として成立した。

『昭和13年改正商法』では、財産評価に関し第一編 総則に商人一般に対する規定と第二編 株式会社 に株式会社に対する特別規定に分けて

規定を設けていた。

第34条

「財産目録ニハ動産、不動産、権権其ノ他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ價額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ超ユルコトヲ得ス

營業用ノ固定財産ニ付イテ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得價額又ハ製作價額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得」

第285条

「財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付イテハ其ノ取得價額又ハ製作價額ヲ超ユル價額、取引所ノ相場アル有價証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均價格ヲ超ユル價額ヲ附スルコトヲ得ス」

と規定された。

これらについて改正に関する理由書では、第34条第2項の立法趣旨は「固定財産ノ評價ハ清算ノ場合ハ格別ナルモ營業持續ノ場合ニ於テハ交換價值ニ依ルヨリモ寧ろ使用價值ニ從フヲ妥当トスベキ以テナリ」⁶⁾とある。これはまさに「会計実務の方の意見を取り入れて実際に適合するように解決を付けた」⁷⁾結果と考えられよう。さらに第285条の前段は「評價利益ヲ作りテ配当ヲ大ニシ會社ノ基礎ヲ危クスルノ弊アリ」を改めるために、そして後段は「其ノ評價ノ適正ヲ期スル爲メ」に規定を設けることとなったと書かれている⁸⁾。これは、明治初期の国立銀行条例制定以来、会計慣行が一貫して採ってきた取得原価主義を是認することとなったのではないだろうか。しかし、財産評価における取得原価主義への全面転換は、昭和37(1962)年の商法改正を待たなければならなかった。

商法は、帳簿の作成を要求しているが、貸借対照表の作成については棚卸法または財産目録法を採っていたと解され、実務の上ではどうであったのだろうか。すなわち、明治初期に輸入された西洋式簿記法が企業会計の実務において採用されていたとすれば、貸借対照表の作成は誘導法によることができたはずである。そして、誘導法による貸借対照表の作成が行われていたとすると、少な

くとも固定資産については取得原価による貸借対照表価額の決定に結びつく蓋然性が強くなるのではないだろうか。

3. 明治初期の国立銀行における会計実務

アメリカのナショナル・バンク制度をもとに、明治5(1872)年に設けられた『国立銀行条例』、『国立銀行成規』および『国立銀行定期報告差出方規則』は、わが国最初の銀行法規であり銀行史上画期的なことであった⁹⁾。この条例は、わが国で初めて株式会社組織を法定化したもので、株式会社発達史上、また会社法上画期的な意義を持つものと考えられる。こうして制度的整備がはかられるとともに、イギリス人のシャンドの指導により銀行会計実務が整備、実践されることとなった。

『国立銀行定期報告差出方規則』¹⁰⁾の「銀行實際報告」の項において、また明治9年から明治10年にかけて改正された『国立銀行報告差出方規則』の「半期實際報告(今日の貸借対照表と考えられる。著者記入)」の項において、いずれも本支店会計について規定したものと考えられるが、ここで作成される会計報告書は会計帳簿から誘導して作るものと解され、そこで行われていた元帳への記帳は、取得原価によったと考えられる。この点について、片野一郎教授は「従来の銀行の会計'慣行上、半季實際報告は誘導法によって作る貸借対照表であり、それに記載する金額は、決算の相場や市場価値とは関係ない帳簿上の原価である」と述べられている¹¹⁾。

こうして政府は、銀行制度の普及と銀行員養成のためシャンドに銀行簿記法を講述させ、普及に努めてきた国立銀行にも事件が起こった。明治7(1874)年に第一(国立)銀行において不正融資が行われ、融資先である小野組が破産したために銀行は多大な損害を被ること(小野組破産事件)となった。明治政府は、この事件に関し国立銀行条例第17条に基づきシャンドにわが国最初の銀行検査を行わせ、銀行検査の結果を報告書にまとめさせた。シャンドは報告書の「第十四」において、低価主義の必要性を示唆した¹²⁾。当時の会計実務

は、創設直後の国立銀行制度に基づき取得原価主義が実践され始め定着しつつあったときで、ここでシャンドが当時の会計慣行であった取得原価主義に併せて低価主義を示唆したことは、非常に画期的なことであり後年の大きな象徴的な出来事になったと思われる。

当時の銀行会計実務における財務諸表の一つである半季実際報告表の作成方法については、日本人が編集した簿記書第一号である山田十畝の『銀行簿記用法』において、次のように説明されている¹³⁾。

「半季実際報告表」

該表ハ成規ニ照シ毎年一月十日 後半季 造テト七
ナラハ

月十日 前半季 造テト差出スヘシ
ナラハ

該表面記入ノ主旨ハ

借方 負債義務ニ屬ス

貸方 資産權利ニ付ス

今其ノ記入ノ方法ヲ左ニ説明セントス

第一 惣勘定元帖ノ諸勘定半季間ノ決算ヲナスヘシ

第二 右元帖半季間ノ決算ヲナシタル上ニテ惣勘定元帳差引残高記入帖ニ該帖ノ中ニアル名称ニ從フテ元帖ヨリ移寫シ別ニ一表ヲ製シテ報告表ヘ記入ノ媒介トナスヘシ

この記述からもわかるように、半季実際報告表すなわち貸借対照表は、簿記（帳簿）記録に基づいて作成された、いわゆる誘導法に拠ったと思われる。こうした銀行会計実務は、英国から移入されたものであるため同書からは財産目録に関する説明を見つけたことはできない。また、片野一郎教授は「事業年度の終わりに当時の相場又は市場価値を附した財産目録及び貸借対照表を作るというやり方は、伝来の英米系銀行簿記実務の慣行にはなかった¹⁴⁾」とも述べられている。

これに対し、大陸系の国では実地棚卸を行い、これに基づき財産目録を作成するところから、時価評価の行われる流れがあったと思われる。すなわち、1673年フランス商事勅令に始まりドイツ商

法（HBG）においても棚卸を行い、これに基づき財産目録の作成を規定している。大陸系簿記書においても、実地棚卸に基づき財産目録を作り、これを受けて貸借対照表を作ると説明されている。それは、大正期にドイツ簿記学を紹介した太田哲三教授の著書においてもみられるし¹⁵⁾、また今日のドイツの簿記書においても、棚卸→財産目録という説明が進められている¹⁶⁾。

4. 国立銀行以外の会社の会計実務

このように明治5年に設けられた国立銀行に対する一連の法規により、銀行業における会計実務環境が整備・実践されるなか、銀行実務における財産評価については取得原価主義に拠っていたことが窺い知れた。ところで、国立銀行業以外の企業における財産評価は、どのような基準を採っていたのであろうか。

各種業法適用外の会社の「三菱会社」、「丸屋商社（現在の丸善雄松堂株式会社）」および「小野田セメント製造会社」について、ついで、鉄道業について検証してみたい。

（1）各種業法適用外の会社

①三菱会社

三菱会社は、明治10（1877）年7月に経理規定として「郵便汽船三菱會社簿記法」を設けた。この経理規定には、「第一章勘定之定規」に次のような規定が設けられていた¹⁷⁾。

第一章 勘定之定規

第三條

各船及各財産之勘定ハ其原價或ハ現價ヲ以テ勘定ノ首筆トシテ其借方ニ記入シ其他之ガ爲ニ費ス處ノ經費モ其借方ニ記入シ各件ニ由テ取得スル収納ヲ以テ該物件ノ貸方ニ記入シ期末該物件之現價ヲ加ヘテ差引精算シ其利益ヲ知ルベシ

第四條

各船ハ大修繕即機關或ハ汽關ノ改造木船ナレバ船底銅ノ張替或ハ新ニ船室ヲ造營シ又ハ船具ヲ改造スル等ノ件及各財産ノ修理其價位ヲ増殖スベキモノヲ都テ其物件ノ現價ニ加ヘ其價格ヲ増

加スベシ

第五條

各船ハ毎年其現價百分ノ十即每一期百分ノ五ヲ以テ其減價額ト定メ當期ノ損亡ニ歸スベシ

この中で、第三條に「各船及各財産之勘定ハ其原價或ハ現價ヲ以テ勘定ノ首筆トシテ」と規定されており、ここで言われている「原價或ハ現價以テ」の「原價」とは取得原価主義と、また「現價」とは帳簿価額、すなわち現在価値と解される。後者については、第四條の資本的支出に関する規定、また第五條の減価償却に関する規定からして、それが資本的支出により増価を行った後の価額であり、また減価償却により減価を行った後の価額を言うものと考えられるからである。

また、明治13（1880）年民間企業として金融業を営んでいた三菱為換店（現在の三菱UFJ銀行の前身）の「三菱為換店規則（後の「定款」）」には、会計・計算に関する規定として、「勘定」の項に次のような規定が設けられていた¹⁸⁾。

勘定 第四十條

毎季ノ總勘定ニ於テハ当店所有ノ物品即金銀各種公債證書地所等ハ時價格外下落シタル場合ノ外ハ元價ヲ以テ計算スルモノトス

第四十条に「時價格外下落シタル場合ノ外ハ元價ヲ以テ計算スルモノトス」と規定されているが、当時国立銀行における銀行会計実務で採られていた取得原価主義による会計慣行が、一般企業の会計実務においても原則として採られていたと言えよう。また、取得原価主義を原則に採りつつ「時價格外下落シタル場合」と時価が著しく下落した場合には時価により評価する、いわゆる低価主義を求めていることが確認できる。

②丸屋商社

「丸屋商社」においては、明治6（1873）年7月東京におかれていた丸屋の店内において簿記講習が始められた。その広告の引札には、「来ル七月上旬ヨリ通三町目丸屋社中ノ店ニテ稽古相始ム。最モ書物ハ慶應義塾出版、翻訳書ニテ教授スベシ、帳合稽古ノ外ニ日本算術ト種々ヲ教フベシ」¹⁹⁾と書かれていた。ここにある翻訳書とは、福沢諭吉による「帳合之法」であったと推定され

る。同年10月「丸屋商社」の会社規則として「丸屋商社々則」が設けられた²⁰⁾。「丸屋商社」で行われていた会計に関する記帳法が、西洋式（英米式）のものであったことは、同社内で西洋式簿記の講習を行っていたことから推測するに難しくない。これについて、菅野和太郎教授は「丸屋商社では設立当初から西洋式の記帳法である複式簿記が採られていた」と書かれている²¹⁾。

ところで、「丸屋商社」における当時の会計制度、特に財産評価基準について明確な記録を確認することはできなかったが、社内で西洋式簿記法（複式簿記）を講習していたこと、また同じ時期に国立銀行制度における会計実務では取得原価主義に依っていたことから推測して、この丸屋商社においても取得原価主義を採っていたと考えてもよいのではないだろうか。

さらに、明治13年2月丸屋商社から名称を変更した「有限責任丸善商社」の「定款」には、会計・計算に関する規定として「第四十條 諸報告ノ事」に次のような規定が設けられていた²²⁾。

第四十條 諸報告ノ事

當商社ノ取締役ハ總勘定ノ後ニ於テ損益精算書ヲ製シ定式總會ニ於テ之ヲ株主ノ閱覽ニ供シ且ツ同時ニ於テ當商社現在ノ資産ト負債トノ計算累表ヲ製シ印刷シテ之ヲ株主總員ニ配布スベシ

ここに「總勘定ノ後ニ……資産ト負債トノ計算累表ヲ製シ」とあることから、「丸善商社」は英米における会計慣行と考えられる誘導法によっていたと推定することできよう。これは、「有限責任丸善商社」の前身である「丸屋商社」の社内で西洋式簿記法を講習していたことからすれば当然のことと考えられ、その際の財産評価基準については、決算当時の相場や市場価値とは関係のない帳簿上の取得原価によるものと考えられる。

③小野田セメント製造会社

明治14（1881）年3月小野田セメント製造株式会社創立時の「セメント製造會社規則（後に「定款」という名称に）」には、会計・計算に関する規定として「第五條」に次のような規定が設けられていた²³⁾。

第五條 第四節

未造品は總て元價を以て勘定すべし

このように第四節においては、製造途中のものはすべて取得原価により評価することが規定されていた。

(2) 鉄道業

明治17(1884)年、明治初期からの簿記学者であり神戸鉄道局会計主務を勤めていた図師民嘉は、『鐵道會計條例』制定の建議を行った²⁴⁾。この『鐵道會計條例』草案の別冊「工部省鐵道會計條例趣意書」には、「……英國鐵道事業上ニ於テ施行スル所ノ會計法ニ擬シ又我邦現在ノ情況ヲ酌量シ以テ其組織ヲ設立セント欲ス……」とした記述がある。これにより、わが国の鉄道会計制度は英国鉄道会計制度を模して基礎が固められ、その第一歩が踏み出されることとなった。この建議を受け、明治18(1885)年5月7日太政官認可『鐵道會計條例』においては、財産評価に関する規定として、次のような規定が設けられた²⁵⁾。

第七條

貯藏物品ハ其出納ヲ擔當スル一課ヲ設ケテ之ヲ管保セシメ百般ノ需求ニ應シ受拂トモ都テ購入代價ヲ付シテ出納スルモノトス

ここでも、財産評価基準に関して、「受拂トモ都テ購入代價ヲ付シテ出納スル」とされ、購入代價すなわち取得原価に依ることが規定されていた。

ところで、鉄道会計に関する規定が作られる以前から使われていた規定として、わが国で初めて設けられた特別会計法として、明治9(1876)年9月6日太政官達『各塵作業費厘分及受携規則』がある。これには、財産評価基準に関する規定として、次のような規定が設けられていた²⁶⁾。

第九條

凡ソ作業需要ノ物品ハ購買セシ時時ノ原價ヲ附スルヲ例トス故ニ工場等へ現實物品ヲ以テ受拂ヲ爲スモ簿記上ニ於テハ必ス其原價即チ物品金若干ヲ以テスヘシ

すなわち「作業需要ノ物品ハ購買セシ時時ノ原價」と取得原価主義が採られていた。当時は、商法がまだ制定されていない時期であったにもかか

わらず、太政官達とした会計法という公の会計に関する規定において、取得原価主義が採られていたことは驚きに値する。

このように明治初期において、国立銀行をはじめとする諸業種、諸企業における会計規定における財産評価基準について検証してみたが、当時の簿記書では財産評価についてどのように記述、説明がされていたのであろうか。

(3) 簿記書

明治6年に出版された福沢諭吉訳『帳合之法』をはじめとして、明治17年ロエスラー起稿による『商法草案』が公表されるまでの間多くの簿記書が出版されたが、これら簿記書のほとんどが英米国の著書を粉本(底本)²⁷⁾とした訳書ないし類似書であり、単式簿記法および複式簿記法の紹介と普及に役だったといわれている。これらの簿記書は、多くのものは英米式簿記の解説書であったが、いくつかには財産評価に関する記述がされている。

① 小林儀秀訳『馬耳蘇氏複式記簿法』

明治9年に出版された、小林儀秀訳『馬耳蘇氏複式記簿法』上巻においては、「品物ハ元價ヲ以テ之ヲ比例スベシ若品物ノ價低下スルトキハ元價ヨリ低クシテ之ヲ比例スベシ然レドモ必ス元價ヲ過ク可カラス」と記述されている。ここでは、商品について、原則として取得原価主義によることを要請するとともに、併せて低価主義によることも要請されていた²⁸⁾。

② 森島脩太郎『三菱商業學校簿記學例題完』

明治11(1878)年に出版され、三菱商業學校で教科書としても使われていたと考えられる森島脩太郎著『簿記學例題完』においては、財産評価に関して特段の項を設けて記述されてはいないが、例題を解く過程で棚卸商品の評価について取得原価主義を採っているものが多数含まれている²⁹⁾。

③ 圖師民嘉抄訳『簿記法原理』

明治14年に出版された、圖師民嘉抄訳『簿記法原理』の「店卸目録」の項に、「原價ヲ以テ商品ノ店卸目録ヲ作ルハ一商家ノ仕來リニシテ蓋シ亦正當ノ方法ナリ何トナレハ此方法ニ依レハ商品

ヲ賣卻シタルトキ眞ノ損益ヲ見ル可ヲ得レハナリ」と記述されている。ここでは、実現主義を根拠として取得原価主義を要請している。そのためには、商品の評価について、取得原価主義によることが要請されている。また、取得原価により店卸目録を作成することは、一般商家のしきたりであったとも述べられていることは注目に値する³⁰⁾。

こうした当時の状況を久野秀男教授は「当時の簿記書には、棚卸商品価格としては、一般に、原価を採るものが多く」と述べられている³¹⁾。当時出版された簿記書について『明治文化全集第十巻 経済篇』の巻末にある三橋猛雄編『経済文献年表』および『国立国会図書館蔵書目録』³²⁾により検証してみると、明治20(1887)年頃までに出版されたものは多くが翻訳物であり、その原典は英米国のものがほとんどであった。明治初期に英国の銀行会計実務に倣い、わが国の銀行会計実務が整備されたことを考えれば、当然のことではなかったのではないだろうか。

法制度が整備される以前は、財産評価において企業の会計慣行として取得原価主義が取られていたが、商法が整備されるに当たりそれまでの会計慣行とは相容れない時価主義による財産評価が採られた。これにより、企業が財産評価を行うに当たり強行法規である商法に規定される時価主義ではなく、当時の会計慣行であった取得原価主義を採ることによる法律違反状態にどのように対処していたのであろうか。

5. 明治35年財産評価基準に関する判例

明治7(1874)年10月に単行法として制定された『株式取引條例』にもとづき、明治10年12月に設置された株式会社東京株式取引所で行われていた財産評価について、株主から異議が唱えられ東京地方裁判所に提訴された。

この裁判の概要は、次の通りである。

株式会社東京株式取引所は、明治34年7月1日に調整した財産目録及び貸借対照表において³³⁾、所有公債証書の価額を市価より高く附したこと

と、家屋の価額を実価(時価、筆者記入)より低い旧時の価額(取得原価、筆者記入)を附したことはじまる。これについて原告である株主は、公債証書の価額を市価より高く評価したことは、『明治32年商法』第26条第2項に規定される「目録調製ノ時ニ於ケル價格」に反すると主張し、また、賞與金を受けんがために公債価額を高く附し、かつ損失を填補せず利益配当を行ったことは、第195条第1項に反すると主張した。また、家屋の価額についても、公債価額の場合と同様に「目録調製ノ時ニ於ケル價格」に反すると主張した。この原告からの主張に対し東京地裁は、家屋の価額について、鑑定人に鑑定させた鑑定価額を市価と認定した結果、株式会社東京株式取引所の附した家屋の価額は、商法第26条第2項に違反するとして考えを示した。こうした経緯を踏まえ、東京地裁は時価以下に評価したことを違法とし、明治35(1902)年1月10日「時価以上の評価はもちろん時価以下の評価も禁止する」とする判決を下した³⁴⁾。この判決は、ドイツにおける1897年帝国最高裁判所による「商人による資産の過大、過小評価を禁止する」³⁵⁾とする判決と相通じるものである。この東京地裁の判決に対し、株式会社東京株式取引所は東京控訴院に控訴した。

東京控訴院においては、公債の価額については争われず、家屋の価額が争点とされた。東京控訴院は、東京地裁に続き再度鑑定人による鑑定を行った。その結果、鑑定の結果と株式会社東京株式取引所が附した取得価額を比較したところ、財産目録及び貸借対照表に掲げる家屋の価額は、商法第26条第2項にある財産目録調整の時の価額に相当するものとした。こうした経緯を踏まえ、この記載は商法第261条第1項第9にある不正な記載には当たらないとし、東京控訴院は明治35年2月25日「原判決の決定を取り消す」とする判決を下した³⁶⁾。東京控訴院の判決は、東京地裁判決における「時価以上の評価はもちろん時価以下の評価も禁止する」に対し、債権者保護の立場から時価以上の評価が禁止されることに異論を唱えるものではないが、時価以下の評価は認める趣旨のものであった。ただし、判決の中で株式会社

東京株式取引所に対し過料金が課されたため、株式会社東京株式取引所は大審院へ上告した。

大審院は、明治35年5月14日に下した『明治32年商法』における第26条の財産評価に関する判決において、「商法第二十六条第一項ニ於テ商人又ハ會社ニ對シ定時ニ財産目録ヲ調整スルノ義務アルコトヲ規定シタルハ他人ヲシテ其時ニ於ケル資産ノ情態ヲ知悉セシムルノ趣旨ニ外ナラス故ニ其第二項ノ價格ナルモノハ客觀的ノ價格即チ目録調整營時ノ交換價格ヲ指スモノトス」と「決定要旨」を述べている³⁷⁾。また、「理由」において、「商法第二十六條第二項ニ目録調整ノ時ニ於ケル價格トアルハ其文詞上普通ノ意義トシテ目録調整ノ時ニ於ケル交換價格ヲ云フモノニシテ之ヲ商法自餘ノ規定ノ趣旨全體ト對照スルニ毫モ相抵觸スルモノナキヲ以テ解釈上之ヲ交換價格ナリトス至當トス」と説明されている。この判決により、財産評価の際の「目録調製ノ時ニ於ケル價格」とは、「轉換ヲ目的トセサル財産ナルト否トヲ問ハス客觀的ノ價格即チ其際ニ於ケル交換價格」である時価によることを明らかにし、具体的には交換価格によることを示した。

しかし、大審院判決の「理由」には、続けて次のような記述が見られる。

「財産目録調整ノ目的ハ商人力破産又ハ廢業シタル場合ニ於ケル資産ノ總額ヲ算定スルモノニアラスシテ其營業ノ存在及繼續スル場合ニ於ケル營業上ノ總資産ヲ知ルヲ目的トスルモノナレハ商法カ商人ニ對シ財産目録貸借對照表ニ記載ヲ命シタル價格ハ畢竟商人ノ營業ノ存在及繼續ヲ基礎トシテ計算シタル營業的價格ニシテ語ヲ換ヘテ之ヲ言ハハ其商人ノ營業ヲ一ノ經濟上ノ獨立主體ト看做シ此主體ヨリ觀察シタル主體的ノ價格ナリトス殊ニ我國ノ法律ニ依レハ財産目録ハ即チ貸借對照表ノ資産ノ部ト其實體ニ於テ同一ナルヘキモノナレハ若シ原裁判ノ如ク交換價格ニ依テ其財産目録及貸借對照表ヲ調整スヘキモノトセハ其結果會社財産ノ市價ノ變動ニ依テ一ノ空ノ利益又ハ損失ヲ生スルモノトナリ商人殊ニ會社存立ノ基礎ヲ危クスルノ結果ヲ生スヘシ然レトモ假リニ一歩ヲ譲リ商

法第二十六條第二項ノ規定シタル價格ナルモノハ客觀的ノ價格ナリトスルヲ原則ナリト假定スルモ商人ノ財産中轉換ヲ目的トセスシテ引續キ業務上ニ使用スル財産ニ對シテハ其土地家屋タルト定着物タルト有價證券タルトヲ問ハス其取得價額ヲ付スヘキモノナリ何トナレハ由来價格ナルモノハ前陳ノ如ク主對的ノモノナルノミナラス此種類ノ財産ハ商人力破産又ハ廢業スルニアラサレハ換價セラル、モノニアラス又之ヲ客對的ノ價格ヲ算定スルコトハ多クノ場合ニ於テ殆ント不能ニシテ且不要ナレハナリ（下線は筆者記入）」³⁸⁾

ここには、興味深い注目すべきことが書かれているように思われる。それは、この判決が、大審院において商法第26条第2項にある「目録調製ノ時ニ於ケル價格」の解釈として、時価すなわち交換価格によることを示したものであるにもかかわらず、その判決「理由」の部分で、会社において「轉換ヲ目的トセスシテ引續キ業務上ニ使用スル財産」、いわゆる営業用固定財産については「取得價格ヲ付スヘキモノナリ」と、取得原価によることと述べている点である。財産評価に係る大審院の判決において、主文で客觀的な交換価格に依るべきことを述べながら、「理由」の部分において取得原価主義に依るべきことと書かれていることは、明治初期より実践されてきた会計慣行における取得原価主義を法律の立場から認容したことにあるとも解され、非常に意義深いことと言える。

【補】

明治34（1901）年当時の税法の文献につきのよ

うな記述がある。
「法人ノ所有スル土地、建物、商品、有價證券其ノ他ノ資産ハ決算期ニ於イテ時價ヲ附シ計算スヘキモノナレハ若シ其ノ見積價格カ原價又前期ノ決算額若ハ當初ノ見積價格ニ比シ増加セルトキハ其ノ増加額ハ益金トシテ之ヲ加算スキモノトス」³⁹⁾

これによると、商法にもとづき時価主義により評価した結果評価益が生じた場合には、益金として課税対象とするというものであった。経営者にとってみれば、新たに導入された商法が規定する

時価主義を採ることにより、税金を余分に納めることになるのであれば、商法よりむしろ会計実務による取得原価主義を採るのではないだろうか。

6. むすび

明治初期のわが国の企業会計における貸借対照表の作成について、会計制度は棚卸法または財産目録法を予定してきたのに対し、会計実務は早い段階から誘導法が採られていた。また、財産評価における取得原価主義は、『昭和13年改正商法』の営業用固定財産に対する評価規定に、昭和37年商法改正により財産全般に対する評価規定として突如現れたものではなく、『明治23年商法』制定以前から国立銀行をはじめとする特別法に基づく会計実務や商家等の会計実務において実践されており、その後も商法の時価主義・時価以下主義に対し、いわば伏流水的に根強く連綿と存在していたと言うことができよう。

明治時代から商法上は債権者保護の理念から時価主義を、銀行会計、鉄道会計などの業法においては取得原価主義をと、一見相容れない財産評価基準を採っていた。このことは、大陸系の法に倣い企業の解体（破産、倒産）の可能性に配慮したわが国商法が、まず時価主義を、ついで時価以下主義を要求したことに対し、英米系の誘導法を前提とする実務に倣ったわが国の会計実務は、継続企業概念を前提として取得原価主義を採っていたと説明することもできる。解散の可能性を意識しない、言い換えれば継続を前提にした企業観においては、転換の可能性がない営業用の固定資産については、明治35年大審院判決にあるように、交換価格（売却価値）を知ることは意味がない。物価下落時に交換価格で評価するならば固定資産取得初年度より巨額の評価損を計上する恐れが生じ、逆に物価上昇時には未実現利益を配当可能利益に含むこととなって、会社の財産的基盤を危うくする恐れもある。会計実務においては、慣行として古くから営業用の固定資産については取得原価主義を採ってきたと考えられるが、商法は後にこうした会計慣行を受け容れ、営業用の固定資産

については取得原価主義をいわば追認することとしたものと考えられる。一方、流動資産については、商法のもつ債権者保護という基本理念からすると、取得原価が時価より低い（物価上昇）時には取得原価主義によっても債権者にとって不利になることはない。いわゆる、低価主義の発想である。サヴァリーの『完全なる商人』には、当時のフランスでは取得原価主義を原則とする低価主義が会計慣行として実践されていたことが紹介されている⁴⁰。わが国においても、明治7年にシャンドの提出した銀行検査の報告書には、低価主義の必要性を示唆していた。

ところで、時価が取得原価より低くなった（物価下落）時に、低価主義を適用するならば、その評価額は結果として時価以下主義の枠内に納まることになる。すなわち、会計慣行による取得原価主義を原則とする低価主義を評価基準として採用すれば、時価が取得原価より高い時にあっても、また低い時にあっても、商法の規定する時価以下主義の要求は満たされることになる。時価主義ないし時価以下主義と取得原価主義は、とかく対立的なルールとして捉えられているが、少なくとも流動資産の評価においては、時価以下主義は、取得原価主義を原則とする低価主義を採った場合に得られる結果を含むことになるといえよう。時価以下主義が債権者保護に資する財産評価基準であるとするならば、取得原価主義を原則とする低価主義もまた債権者保護に 대응する評価基準であるといえるのではないか。

このように考えてみると、時価以下主義が債権者保護に資する財産評価であるならば、低価主義を含む取得原価主義も債権者保護に資するものと考えられるのではないだろうか。そうであるならば、昭和11年の『財産評価準則』が「法規の範囲内において」として、商法の時価以下主義のもとで取得原価主義を原則とする評価ルールをかけたことも、こうした認識によるものと考えられることができよう。

過去においては、商法の財産評価規程の制定によって、会計慣行として実践されてきた取得原価主義の影は薄くなり、強行法規である商法が規定

する時価主義または時価以下主義による評価基準がとかく全面に出ていた。戦後「企業会計原則」の制定によって取得原価主義への道が開かれたものと受けとめられがちであった。しかし、会計実務においては、商法の規定する評価基準に関係なく明治初めから一貫して取得原価主義を採っており、こうした会計実務の考え方が影響して商法改正のつと除々にではあるが商法の定める評価基準を浸食していったと言うこともできよう。また、商法の側からみて会計実務における取得原価主義をもって「慣習（法）」にとらえ、「公正ナル会計慣行」として認識する必要性があったのではないだろうか。すなわち、取得原価による財産評価基準をとっていた英米系の会計慣行の中に、観念的に債権者保護を振りかざす大陸系商法の時価による財産評価基準が飛び込んできたが、次第に会計慣行における取得原価主義に押されて、商法上の評価基準が除々に取得原価主義化されてきたと言ってもよいのではないだろうか。わが国においては、英米式の近代的会計制度が導入された明治初期から、財産評価基準としての取得原価主義は、会計実務においては動かすことのできない慣行（事実）として定着しており、これと次元を異にする商法の評価基準である時価主義または時価以下主義にとっても、無視できないものとして存在し続けていたといえよう。

【引用注】

- 1) 坪谷善四郎著『日本商法註釋全』東京博文館蔵版 明治23 pp.69～70.
- 2) 安藤英義著『商法会計制度論』国元書房 昭60 p.83.
- 3) 東京博文館蔵版『商法修正案理由書』東京博文館 明治31 pp.22～23.
- 4) 安藤英義著『商法会計制度論』国元書房 昭60 p.150.
- 5) 臨時産業合理局編纂『財産評価準則』東京高陽書院昭和11 P p 5 以下.
- 6) 司法省民事局編纂『商法中改正法律案理由書（総則・会社）』清水書店 昭和13 p.22.
- 7) 田中耕太郎著『改正商法及有限会社法概説』有斐閣 昭和16 p.26.
- 8) 司法省民事局編纂 前掲書 p.156.
- 9) 『明治財政史』第13巻 pp.31～100.
- 10) 『明治財政史』第13巻 pp.631～636.
- 11) 片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』同文館 昭和43 p.98.
- 12) 片野一郎著『日本・銀行会計制度史』同文館 昭和52 p.45.
- 13) 山田十畝『銀行簿記用法卷三』明治12 11丁以下
（『銀行簿記用法（復刻叢書簿記ことはじめ5）』雄松堂書店昭和55 11丁以下）.
- 14) 片野一郎著『日本・銀行簿記精説』中央経済社 昭和31 p.175.
- 15) 太田哲三著『會計學綱要』巖松堂 大正11 p.148以下.
- 16) 例えば, R.Sikorski;BuChführung, 3.Aufl., München, 1994,s, 6ff.
- 17) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌 4（明治10年）』東京大学出版会 昭和54 pp.282～299.
- 18) 三菱銀行史編纂委員会編『三菱銀行史』昭和29 pp.25～30.
- 19) 丸善株式会社編『丸善百年史上巻』丸善株式会社 昭和55 pp.102～104.
- 20) 丸善株式会社編『丸善百年史 資料編』丸善株式会社 昭和56 pp. 3～8.
- 21) 菅野和太郎著『日本会社企業発生史の研究』岩波書店 昭和 6 pp.35～37.
- 22) 丸善株式会社編『丸善百年史資料編』丸善株式会社 pp.10～16.
- 23) 小野田セメント製造株式会社編『小野田セメント製造株式会社創業五十年』昭和 6 pp.43～56（『社史で見る日本経済史 6 小野田セメント製造株式会社創業五十年史（復刻版）』ゆまに書房 平成 9）.
- 24) 日本鉄道省編『日本鐵道史』上巻 清文堂 昭和47 p.608.
- 25) 鍛道省經理局編『帝國鐵道會計法規の沿革』昭和 8 pp.37～40.
- 26) 鍛道省經理局編 同上書 pp. 3～9.

- 27) 新村出編『広辞苑(第四版)』岩波書店 平成3。
粉本とは、もとなすべき本。底本と同じ。特に、翻訳、翻字、本文稿訂、などに当たって、主な拠りどころとした本。
- 28) 小林儀秀訳『馬耳蘇氏複式記簿法』上巻 文部省 明治9 62丁。
- 29) 森島脩太郎訳『三菱商業学校簿記學例題完』明治11。
- 30) 圃師民嘉抄訳『簿記法原理』甘泉堂 明治14 14丁。
- 31) 久野秀男稿 「「棚卸表」・「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の沿革」『政経論叢(国学院大学)』昭和36年12月号 p.91。
- 32) 国立国会図書館図書館部編『国立国会図書館蔵書目録 明治期 第四編自然科学・工学・産業』平成6。
- 33) 当時は、配当との関連で半年決算を採っていたと考えられ、前述の「三菱会社」の例にあるよう、6月末と12月末を決算日とすることが合理的と考えられるが、法律新聞(第70号)の記事によると、株式会社東京証券取引所は7月1日に財産目録および貸借対照表を調製したと書かれている。
- 34) 松本蒸治稿「財産目録ニ記載スヘキ財産及其評價ヲ論ス」『法学志林』第61号 明治37 p.27。
(参考) 法律新聞社刊『法律新聞』第70号(明治35年1月20日発行) pp.17～20。
- 35) 松本蒸治稿 前掲稿 p.27。
- 36) 松本蒸治稿 前掲稿 pp.26～27。
(参考) 法律新聞社刊『法律新聞』第77号(明治35年3月10日発行) pp.21～22。
- 37) 大審院蔵版『大審院民事判決録』第8輯第5巻 東京法学院 明治35 pp.55以下。
(参考) 法律新聞社刊『法律新聞』第88号(明治35年5月26日発行) p.36。
- 38) 大審院蔵版 前掲書 pp.57～58。
- 39) 上林敬次郎著『所得税法講義』松江税務調査会 明治34 p.57。
- 40) 岸悦三著『会計生成史』同文館 昭50 pp.269～279。